

令和6年8月6日

各いきいき支援センター 御中
指定居宅介護支援事業所 御中

名古屋市健康福祉局
高齢福祉部地域ケア推進課長

介護予防支援及び第1号介護予防支援事業の委託に係る書類の返却期限等

いきいき支援センター(以下、「センター」という。)から居宅介護支援事業所(以下、「事業所」という。)へ委託している介護予防支援及び第1号介護予防支援事業の関係書類をセンターへ返却する期限等を下記のとおりとしますので、ご承知おきください。

1 書類の返却期限

委託の終了後、速やかに返却してください。

なお、一部書類は返却が不要となる事例があります。詳しくは、別紙「委託書類返却の整理」を参照してください、

2 紛失とみなされる期日

「委託終了の事実を把握した日」が属する月の翌々月末日

(例)1月に委託終了を把握した際は、3月31日までに返却しないと紛失とみなされます。

※「委託終了の事実を把握した日」…具体的には、要介護の認定がおきた日、本人の死亡を把握した日等を想定します。日の設定が難しい場合は、委託が終了する日を基準としてください。

3 紛失時の対応

期日までに書類を返却できない場合、「紛失」として扱われますので、参考様式等を活用し、事業所からセンターへ報告をお願いします。

4 「紛失とみなされる期日」の取扱い開始時期

「2 紛失とみなされる期日」の取扱いは、令和6年10月1日以降の委託終了分について適用します。

なお、令和6年9月30日以前に委託が終了したもので返却が完了していないものは、一律で令和6年11月30日を期日とします。それまでに返却ができない場合は「紛失」としての対応をお願いします。

以上

地域ケア推進課 鈴木・井関 電話 052-972-2549
E-Mail : a2549@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

別紙

委託書類返却の整理

1 概要

令和6年4月1日、「介護予防支援及び第1号介護予防支援事業委託契約書」が改正されました。これにより、センターから事業所の委託終了後も同一の事業所が引き続き担当する場合については「介護予防支援・第1号介護予防支援事業依頼書」(以下、「依頼書」という。)以外のセンターへの書類返却が不要となります。

2 センターへの書類返却の要否

番号	事例	想定される状況	返却物	備考
1	委託→ 同一の居宅介護支援事業所の直営	要介護になり、委託契約を終了して同一事業所が直営で対応する	依頼書のみ	令和6年3月31日以前の未返却分も同様
2	委託→ 同一の介護予防支援事業所の直営	事業所が介護予防支援事業所の指定を受けたので、委託契約を終了し、同一事業所が直営で対応する	依頼書のみ	令和6年3月31日以前の未返却分も同様
3	平成30年度以前(H30含む)に委託が終了(5年間の保存年限を経過したもの)	平成30年度以前に委託が終了したもの	なし	依頼書の返却も不要
4	委託→ 他の居宅介護支援事業所への委託	委託を受ける事業所が変更となる	一式	チェックリスト参照
5	委託→ いきいき支援センターの直営	委託を終了し、いきいき支援センターが直営で対応する	一式	チェックリスト参照
6	委託→ 利用終了(後継の事業所なし)	介護保険サービスが不要となった	一式	チェックリスト参照

※チェックリストとは、「介護予防支援及び第1号介護予防支援事業の委託終了時における返還書類チェックリスト」を指します。